

令和 4 年度 第 4 回中井町都市計画審議会 議事録

日 時	令和 5 年 1 月 18 日（水） 14 時 00 分～16 時 40 分
場 所	中井町役場 3 階 3 A 会議室
出 席 者	戸村町長 【委員】※敬称略 学識経験者：重田龍雄（会長）、関野達夫、森眞一、相原榮司、相原尊行 町 議 会：井上泰弘、古宮祐二 行政機関：山口政則（松田警察署長 代理出席：辻本交通課長）福島温（神奈川県県西土木事務所長）
事 務 局	まち整備課 武井参事兼課長、市川主幹兼計画班長、高知尾主査
傍 聴 者	1 名
会議次第	1. 開会 2. 町長あいさつ 3. 会長あいさつ 4. 審議事項 (1) 大井都市計画区域区分の変更について（諮問・答申） (2) 大井都市計画用途地域の変更について（諮問・答申） (3) 大井都市計画地区計画（秦野中井インターチェンジ南地区地区計画）の決定について（諮問・答申） (4) 大井都市計画下水道の変更について（諮問・答申） ・諏訪地区に係る法定縦覧結果報告 ・諏訪地区のまちづくりに係るスケジュールについて ・関連用語集 5. 協議事項 (1) 都市マスタープラン（素案）について ・都市マスタープラン（素案） ・町民への意見聴取の実施結果 - パブリックコメント - 町民意見交換会 - パネル掲示 ・アンケート自由意見・要望・アイディアの概要及び対応 ・第 3 回都市計画審議会議事録 6. その他

	7. 閉会
配布資料	(資料1) 令和4年第4回中井町都市計画審議会 議案書 (資料2) 中井町都市マスタープラン(素案) (資料3) 中井町都市マスタープランの改定に対する意見等及び町の考え方について (資料4) 第1回中井町都市マスタープラン町民意見交換会議事録 (資料5) 町民への意見聴取の実施結果について (資料6) 中井町都市マスタープランの改定に向けたアンケート自由意見・要望・アイディアの概要及び対応 (参考資料1) 諏訪地区に係る法定縦覧結果報告 (参考資料2) 諏訪地区のまちづくりに係るスケジュールについて (参考資料3) 関連用語集 (参考資料4) 第3回都市計画審議会議事録 (当日配布資料) (仮称) 秦野中井インターチェンジ南土地区画整理事業土地利用計画平面図(案)等

【議事録】

発言者	内 容
事 務 局	1. 開会 市川主幹兼計画班長により、中井町都市計画審議会の開催が告げられ、審議会の進行について説明が行われた。 2. 町長あいさつ 会議に先立って、戸村町長から挨拶をいただいた。 3. 会長あいさつ 続いて、会長から挨拶をいただいた。 4. 審議事項 審議事項に入る前に、市川主幹兼計画班長から、条例第6条第1項に基づき、「委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない」ことを説明し、定足数の確認を行った。委員9名の出席を確認し、会議が成立していることを報告した。 また、戸村町長より会長に対し、諮問書が提出された。
会 長	諮問を受けた4案件はいずれも関連案件であるため一括して説明、審議を行う旨説明し、事務局へ説明を指示された。
事 務 局	(1) 大井都市計画区域区分の変更について (2) 大井都市計画用途地域の変更について (3) 大井都市計画地区計画（秦野中井インターチェンジ南地区地区計画）の決定について (4) 大井都市計画下水道の変更について ※資料説明（資料1、参考資料1～3）
会 長	本審議事項に関して、ご意見・ご質問などいかがか。
委 員	地区計画についてうかがいたい。現在産業街区A・B・Cや協調街区A・Bと色分けされているが、こちらの土地利用がどのようなのか、現時点で決まっていることがあったら教えていただきたい。
事 務 局	現在確定したものはないが、産業街区Aについては、行政界を挟み秦野市の一部と併せて一つの街区となっている。倉庫か工場かはわからないが、企業誘致を図っていく。分割し使用するのではなく一つの

発言者	内 容
	大きな街区として、併せて約4haの土地利用を図る街区として考えている。 産業街区Bについても、進出企業は決まっていないが、分割せず1haの一街区として使用できる土地利用を図っていくことを想定している。 産業街区Cについては、工業地域と第一種中高層住居専用地域が隣接するため、A・Bとは少し異なり、準工業地域レベルの工場等までに抑えた土地利用を図っていきたいと考えている。 協調街区Aについては、今回編入する区域の中の従業員の方が使用できる利便施設等として、小規模店舗もしくは第一種中高層住居専用地域で許されるレベルの事務所の誘致を可能とする区域と考えている。 最後に協調街区Bについては、今回編入する約7.8haの中にある10戸の既存住宅の居住者の方々が引き続き住むことができる街区となっている。併せて協調街区Bの中に、今回の土地区画整理事業によって公園約3,000㎡の整備を行う。
委員長	了解した。
事務局	他にご意見等いかがか。 都市計画案件としては、秦野都市計画区域と大井都市計画区域は別であるが、秦野市の区域と一体的な整備という答弁をいただいている。区域が一体であることや、どのような土地利用を検討しているのかということがわかる図面を参考資料としてお示しいただきたい。 進出企業等は決まっていないが、ひとまず工業専用地域に指定した後、土地利用の方向が決まった段階で具体的に変更していくという説明があったと記憶している。市街化区域編入をしたら用途地域の変更は容易ではないと感じているが、そのあたりはどのようにお考えなのか。 秦野市と一体的な土地利用に関する資料については、本日の資料として配布していないこと、お詫び申し上げる。至急用意し、後ほどお配りさせていただきたい。 用途地域の指定に関して、具体の土地利用が決まっていないという状況のなか、今回の市街化区域編入は産業フレームを用いた新規産業拠点を形成するための市街化区域の編入となる。産業拠点の形成に支

発言者	内 容
	障のあるような建築物の立地を制限するため、工業系で最も制限の厳しい工業専用地域を暫定的に指定するという形になっている。 用途地域の変更は容易ではないというご指摘については、神奈川県との調整において、まずは土地利用の方針が定まるまでは、工業専用地域として事業目的を逸脱しない形で市街化区域を形成し、ある程度方向性が見えてきた段階で必要に応じて用途地域を見直していけばいいのではないかとこのご意見をいただいている。今回既存住宅が10戸あるため、そちらの建物が既存不適格建築物とならないよう、用途地域は変更していく方向で考えており、その際には地区計画等でより詳細な建築物の用途制限をかけていくことで、協議が難航することなく用途地域の変更ができるという、県との調整を経た上で工業専用地域としているため、ご理解いただければと思う。
会 長	とりあえず工業専用地域にしておくけれども、既存の住宅等があって、それらを許容するための具体的な話は、今後、詰めていくという理解で良いか。
事 務 局	おっしゃる通りである。
会 長	一方でどういった企業が進出してくるかわからないが、工業専用地域の土地利用に適合したような施設であれば良いということで指導していくと考えて良いか。
事 務 局	工業地域であれば、住宅や集合住宅を建てられてしまうが、工場・倉庫等であれば工業地域・工業専用地域は同じ制限になる。そのため工業専用地域内で建築できるものであれば問題なく、むしろそういったところで建てられるものだけを誘致していくための産業フレームと認識しているため、会長のおっしゃる通りで間違いないと思われる。
会 長	住宅等となっている箇所の適合については、いつ頃を目途に確定させるつもりか。
事 務 局	確定させるというのは、用途地域や地区整備計画を定める時期の目途ということか。 今回協議の中で本用途という話をさせていただいているが、用途地域の変更について町単独で考えたときには令和6年ごろを想定していた。しかし、土地利用について、秦野市の区域と一緒に進めている関

発言者	内 容
	係もあり、秦野市の都市計画と中井町の都市計画案件の足並みがそろわないのはおかしいということになる。そのため第8回線引き見直しにおいて整備、開発及び保全の方針を定める予定となっている令和7年11月に今回決定する暫定用途から本用途へ変更し、併せて地区整備計画を定める地区計画の変更を行っていくことを計画している。
会 長	了解した。他にご意見いかがか。
委 員	区域区分の理由書や地区計画の理由書では、市街化区域編入の理由として、土地利用計画が明確になったことや、組合施行による土地区画整理事業で、計画的な市街地整備の見通しが明らかになったこと等が説明されているが、今回その説明をしない理由がわからない。 通常、土地区画整理事業も市街化区域編入と併せて都市計画決定されるものだが、今回土地区画整理事業に関する案件がないのは、秦野市との関係があるのかもしれないが、都市計画決定しない理由と、土地利用計画について、審議会において説明しない理由を教えてください。
事 務 局	まず、都市計画決定を行わない理由については、事業としては一体で行うものの、秦野市と中井町は、それぞれ秦野都市計画区域と大井都市計画区域にわかれており、二つの都市計画区域をまたいで事業を行うことになる。現行の都市計画の運用においては、複数の都市計画区域をまたぐ土地区画整理事業の都市計画決定はできないという見解となっているため、当該土地区画整理事業について、都市計画決定を行わないということになっている。 次に土地区画整理事業の進捗説明については、今回説明を省いてしまっていた。後ほど土地利用計画平面図を用いて、改めて説明させていただければと思う。
委 員	都市計画区域をまたぐ土地区画整理事業が都市計画決定できないというのは、国の見解又は県の見解ということだろうか。
事 務 局	国が監修する都市計画法の運用 Q&A の中で、市街地開発事業は市街化区域内において、一体開発、又は整備する必要がある土地の区域について定めることとされている。また、都市計画の性格からみて、2以上の都市計画区域にまたがる都市計画決定はあり得ないと想定さ

発言者	内 容
委員	れていることから、２以上の都市計画区域にまたがる市街地開発事業を認めないというように、国の方で見解を示している。 土地区画整理事業は都市計画決定ができない中で、事業認可、組合設立認可などは区域をまたがって行うということか。
事務局	土地区画整理法上、組合の設立認可については都市計画区域や行政界をまたいだりはいけないというルールはなく、神奈川県都市整備課の方と確認した中でも、区域をまたぐことは認められていたため、土地区画整理事業については、区域をまたいで認可いただく予定となっている。
委員	通常は都市計画決定して、暫定用途をかけて土地利用制限をしていくというやり方であるが、今回は都市計画決定だけが出来ないため、それ以外の設立認可は秦野市と中井町にまたがって受けることになり、市街化区域編入の時期と併せて行うという理解で良いか。 そのため都市計画決定だけの制限はないが、事実上設立認可が区域をまたいで行っているの、制限としては同じこととなるという解釈で間違いないか。
事務局	おっしゃる通りである。
委員	見解はわかった。全体の説明をしないとその辺りの事情が全く分からなかった。土地利用計画も一体の事業として行うという図をもって説明いただかないと、地区計画の図を見ても内容がわからないと思うので、そこは丁寧にご説明いただきたい。国の見解はわかった。
会長	他にご意見はあるか。 秦野市との関連の図面の説明によってまた少し議論が必要になるかと思う。秦野市と中井町合同で組合施行をするというのであれば、監督官庁はどちらになるのか。 そういったことについては、すり合わせながら議論していただきたいと思う。それでよろしいか。
事務局	審議いただく前に、一度休憩のお時間をいただき、先ほどの計画平面図等の説明資料を準備させていただき、事業概要を説明したのち、審議を再開していただければと思うがいかがか。

発言者	内 容
会 長	時間はどのくらい必要か。
事 務 局	10 分ほどお時間をいただきたい。
会 長	それでは 10 分間休憩とし、休憩後に審議の決定を行うものとする。
	10 分休憩
会 長	資料が手元に届いたようなので、事務局より説明をお願いしたい。
事 務 局	審議事項に関する補足説明 ※資料説明(当日配布資料)
会 長	ご意見・ご質問等いかがか。
委 員	中井町は 7.8ha ということだが、秦野市の面積はいくらか。
事 務 局	秦野市における面積は 3.4ha である。
委 員	内容についてはこの説明でわかった。都市計画区域をまたいだ都市計画決定はできないという国の見解は了承するとしても、やはり町単独で町内の土地区画整理事業区域の都市計画決定を行うべきだったと思う。用途地域や地区計画等が住民参加手続きをやっているのに対し、土地区画整理事業についての住民参加手続きが抜けてしまっているのがその理由である。事業に対して反対するわけではないが、住民の立場からすると、土地区画整理事業の実施に係る判断はどこにも出てきておらず、実施の是非について都市計画の手続きで聞いていないということになりかねないと思われる。国や県と調整しながらここまで進めてきたと思うが、住民参加の機会を設けるといったところは丁寧にやっておくべきだったという意見である。
事 務 局	おっしゃる通り、住民参加の機会を設けていないということについては、至らなかった部分かと思う。ここまで手続きを進めてきてしまっているため、今回のご意見については、今後のまちづくりにいかし、同様の機会があるときは抜かりないよう国・県と協議していければと思う。

発言者	内 容
委 員	本事業については、地権者の同意は得られている。住民の理解が十分得られているかどうか判断できない状況になっているが、組合が設立された暁には、町も組合と一体となって事業への理解を得られるよう進めてまいりたい。 少しこちらの意図と違う認識かと思われる。都市計画決定が区域をまたいではないというのは、国の見解だが、地方分権で権限が町に降りているものである。都市計画は唯一住民参加手続きの強い法律になっており、県の役割があるにしろ、地区計画の決議などは全て住民参加を行っている。今はうまくいっているが、土地区画整理事業は一番反対を受けやすい事業であり、もしも設立認可の前に反対者がおり、都市計画手続きを行わず公聴会などの機会が得られなかったことを指摘された場合、町はどのように対応するのか。都市計画決定を行わなかったということはそういったときに重くのしかかってくるということを十分承知しておいていただきたい。
会 長	今のは意見ということで受け止めていただきたい。 県との土地区画整理事業の協議は始まっているということだったが、組合はまだ設立していないという状況で、協議を進めているのは誰なのか。秦野市と中井町のそれぞれ行政が県と協議に入っているのか。
事 務 局	県との協議については、準備組合というものを組織しているため、そちらの事務局と市・町が一緒になって進めてきている。
会 長	協議組合設立が出来ていないから、手続きをしていないといっているように解釈できるが、今の委員のお話の中では、むしろ組合等が整ってからするべきであり、それが基本ではないのかとおっしゃられている。手続きが進んできたから仕方がないということではなく、もう少し考え方が整理できないのかというご指摘である。 また、秦野市の動きと県との調整の結果、すでに協議を進めているということだが責任主体はどこなのか。準備組合ができているのなら、それに間に合わせて組合設立を展開すべきだったのではないか。 市街化調整区域の農用地の問題も絡んでくるが、この図面そのものは誰が作成したのか。組合の住民か地主が業者に頼んで描いたのではなく、中井町の事務局がコンサルかどこかに頼んで秦野市と調整しながら図面を描いたのではないか。

発言者	内 容
事 務 局	図面の作成について、大まかに区域内での事業等まちづくりの提案をさせていただいたのは町になるが、土地区画整理事業区域であれば準備組合の事務局から委託を受けたコンサルが図面を作成している。土地改良事業についても同一のコンサルが受託し、図面作成に関わっており、地権者の方による組合事務局のご負担をもって図面を作成いただいている。
会 長	今の回答では、逃げていないか。町として協議してこの図面が出来ているのではないか。
事 務 局	町も事務局から協議を受ける立場にあるとともに、事務局と一緒に県と協議する立場でもある。
会 長	そうであるならば、責任の一部はあるのではないだろうか。説明のとおり住民の代表がコンサルに依頼して作成した図面だとしても、これを町として県に提出している。住民だけでは県へあげられないものだから、町と秦野市と協議しながら調整するという形で町から協議をあげているのではないのか。
事 務 局	会長のおっしゃる通り、この図面に関しては、準備組合を立ち上げた地権者の代表者と秦野市、中井町で今後の土地利用をどのように図っていくかを協議した中で区域を決定したという経緯がある。町の総合計画や都市マスタープランの中にも、インター周辺については、今後のまちづくりの一つとして土地利用を図っていくという大きな方向性を示しており、それに基づいて町から地元地権者の方へ今後の土地利用について提案をし、賛同をいただいた組合員の方の意見を聞きながら土地利用を図るための図面を作成するという形で今まで進んできた。 ご存じのとおり、窪地であるという土地の特性上、土地区画整理事業だけではなく、土地改良区の部分も事業を起こさないと土地利用が図りにくく、一体的な土地利用を図るには土地改良区と土地区画整理組合の2つの組合で事業を起こして、片方は土地改良事業、もう一つは土地区画整理事業で今後この周辺の一体的な土地利用を図るという方針で町あるいは県、地権者と協議しながら区域を決定してきたという経緯がある。

発言者	内 容
会 長	説明はおおよそわかった。この問題については、町長に答申するにあたり、対応を早期にまとめるようにということを前提として了解するという形がいいと思う。本来土地区画整理事業、面的整備をするということはどこかで入ってこないといけないのが、どこにも入れられていない。そのような要求を町長に向けてするという考えはいかがか。
委 員	私は諮問の案自体を否定しているわけではないので、これまで調整してきたことはしっかり進めていただければと思う。土地区画整理事業の説明が理由書には書いてあるものの、ぎりぎりになって初めて出てきたというのは事務局としては少し至らなかったのだと思う。国や県と調整し、事業のところでしっかり説明しているから良いという気持ちもわかるが、都市計画の手続きの中で今回やらなかったことについては、どのような理由でやらなかったのか整理すべきだと思っている。 区域をまたがる都市計画決定が出来なくても、町や市ではやるべきではないかと私は思っている。意見が出れば公聴会ができる。そういう機会を敢えて土地区画整理事業だけやらなかったと受け取られると困るのではないかと考えたので、その辺りは今後の課題と思っている。諮問の案自体に否定するものではない。
事 務 局	委員のご意見に関して確認させていただきたい。諮問に対する答申としては、異論はないが、今後の都市計画手続きに対する町の向き合い方として、そういったところは注意して今後進めていってほしいというご意見との認識でよいか。
委 員	良いと思う。都市計画決定や変更が出てきたときも、都市計画の変更をしないことになるので、土地区画整理事業だけ都市計画決定していないのが良かったのかということは最後まで問われることだと思う。
事 務 局	そこについては、町の方でどのような経緯で、今回の事業において土地区画整理事業の都市計画決定を行わないという判断をしていったのかという整理を今後の町の課題とする。
委 員	土地区画整理事業について、都市計画の手続き、住民参加手続きがないということなので、きちんとした理由を持っておかないと、反対

発言者	内 容
	意見が出た時に足元をすくわれる可能性があるという忠告を申し上げている。
事 務 局	ご意見として、町の方で重々受け取らせていただいたところであるため、答申書への記載は特段必要ないという認識で良いか。それとも何か記載したほうが良いか。
委 員	答申書自体は追記がなくても支障がないのではないかな。
事 務 局	土地区画整理事業についての諮問がない状態のため、この4つの案件の答申の中に、この土地区画整理事業に関する記載を行うのは適当ではないと事務局として感じている。そのためいただいたご意見はこの審議会の議事録に記録を行い、町としても今後の課題として受け止め、整理させていただきたい。
委 員	その対応で問題ない。
会 長	今回議論されたことをきちんと議事録に残していただき、土地区画整理事業に関して本来先に都市計画決定をすべきであったということを含めて説明したということでもいいだろうか。
委 員	異議なし
会 長	皆さんご理解いただいたようである。事務局はいかがか。
事 務 局	今後の課題とさせていただく。
会 長	記録をきちんと残しておくようお願いする。
	重田会長より戸村町長に対し、答申書が提出された。
会 長	5. 協議事項 それでは次に議題に移りたいと思う。
事 務 局	都市マスタープラン（素案）について ※資料説明（資料2～6）

発言者	内 容
会 長	説明のあった町民アンケートについては、寄せられた意見をどのように受け止めて返していくかを検討してほしいという話があり、インターネット等を駆使しながら返していくという話だった。それを整理してまとめたのが資料6ということで、これについては内容を見ていただき、疑問があれば問合せしていただければと思う。 都市マスタープラン(素案)について、いくつか修正があったということだが、それについてご意見等いかがか。
委 員	資料6のアンケートに関する資料において、意見概要の対応区分が空欄になっているのはどういうことか。5頁の上に見られるが、頁をまたいだことによるものか。
事 務 局	頁をまたいだことによるものであり、4頁最下段と同じ対応区分である。
会 長	サービスエリアに関する言及があったが、約3年前に、綾瀬市でスマートインターチェンジが出来たが、できあがるまでに20年以上かかった。中井町の場合、近距離にインターチェンジがあるので非常に難しいことを踏まえると、先ほど説明いただいた修正内容で良いと思う。 他にご意見等いかがか。
委 員	資料2の60頁、地域別構想の交通体系の整備方針において、整備促進と整備推進の「促進」と「推進」が削除されているが、その理由を教えてください。 次に、前回の都市計画審議会でも話をさせていただいているが、住民の意見収集の手段を増やしてほしいという話をさせていただき、今回、様々な意見交換会を含め動画配信もあった。私もyoutubeの動画をみたが、時間が長く見るのが大変だった。短時間の方が見てもらえる傾向にあると思うので、今後はダイジェスト版にするなど短時間で分かりやすくした方がいいと感じた。 資料6の対応区分について、③は都市マスタープランの範疇外ということはあるが、この中で21頁及び24頁において、対応区分③となっているのに町の考えが空欄になっていないところがあるので、そこが統一されていない理由をお聞きしたい。また都市マスタープランの範疇外ということだが、一般の人は都市マスタープランの位置付けを理解されている人は少ないと思うので、こういった機会に自分の意

発言者	内 容
事 務 局	見を言おうという方がこの意見を書かれていると思うので、丁寧にお答えしたほうがいいかと思う。一言でもいいと思うので、「参考意見として庁内共有します」など回答したほうが、意見を出した方が見たときに、町に認識してもらっていると感じられていいのではないかと思います。 資料2の60頁の促進と推進の削除について、県道を含めた幹線道路の整備促進の話を書いている部分である。県道の整備については町から県へお願いする部分であるということ、地域内幹線道路については町が整備を担う部分ということを踏まえ、促進と推進の言葉を使い分けていたが、そこまで細かく分ける必要はないということで、表現を整備にとどめたということでご理解いただけたらと思う。 資料6の21頁及び24頁において、対応区分の記載が異なる箇所だが、この2箇所については、反映したものと範疇外としたものが混在しているため、どこが反映したもので、どこが範疇外かが分かるように記載させていただいている。欄を分けるという方法もあるかもしれないが、今回はこのように整理した。それ以外の③、町の考えを記載しなかった箇所については、委員のおっしゃるように「参考意見とします」と記載することも検討したが、数が多く書き続けることにためらいもあり、このような形となった旨ご理解いただきたい。
会 長	委員は「参考意見とします」というより「将来的に協議していきます」という、参考とはまた別の問題というように意見を言われているのではないかと。 都市マスタープランの事務局としては、範疇ではないと書きたい気持ちはわかるが、24頁の職員の対応に関する部分等、町民の意見に対し、庁内の他部署に回答をお願いし別の部分で回答を出すべきだと思う。「全庁的な問題として捉えて別の部分で協議する」といった表現にしたほうが良いのかと思う。
事 務 局	会長及び委員のご意見は重々理解しているつもりである。ただ、都市マスタープランの改定にあたり、庁内では各課長級による会議体である改定委員会を組織し、この自由意見への取りまとめについても共有しており、町民の方の意見として受け止め、日ごろの業務に反映するお願いをしている。 今回の資料6はあくまでもマスタープランへのアンケートとして整理をするということで、このような内容の整理とさせていただいた。

発言者	内 容
委 員	今回の調査を通じ、個人的に感じたこととして、都市計画に関するアンケートのため、まちづくりという言葉を使わざるを得なかったが、一般の方にはまちづくりというと、まち全体を意識してしまい、都市計画という認識は難しいということがあった。今後その辺りの町民の方への説明を考えていかなければいけないと改定作業を通じ感じたところであるので、今後の課題としたいと考えている。 改定委員会において共有しているということであれば、資料の冒頭部分に、「出された意見は改定委員会という場をもって共有している」ということを記載していただければより分かりやすいのではないかと思う。最初の区分説明のところに補足を入れれば、庁内できちんと場を設けて意見について検討していると伝わると思う。 資料2の60頁の促進と推進の修正については、改定委員会で意見が出されたというわけではなく、進めるべきことは進めるから、わざわざ入れなくてもいいということで、何か後退した意見があったということではないという認識で良いか。
事 務 局	促進と推進の修正については、改定委員会や審議会で出された意見ではなく、事務局内で検討した結果、整備という表現でも意味合いが変わらないであろうということで敢えて削除したものである。逆に表現を分けたことで違いについて言及されても、どちらも整備を進めていくということに変わりはないので、あまり疑問を抱かれないように表現を揃えた。
委 員	この都市マスタープラン全体の構成の文言からして、こういった言葉を入れる必要がないという事務局の判断により修正を行ったということか。
事 務 局	おっしゃる通りである。
委 員	最後の最後で削除されたので何か理由があるのかと思ったが、了解した。
事 務 局	資料6については、委員からのご意見を踏まえ、冒頭の対応区分の説明箇所に追記するような形で考えさせていただきたい。

発言者	内 容
会 長	資料6の24頁の役場職員の対応に関する意見と同じような話は私のもとにも入ってきている。全員がそういうわけではないが、職員を教育しなおしたほうがいいと思う場面に実際に遭遇したこともある。私が行政にいたころは、住民は滅多に役所に来る機会はなく、そのためわからないことも多々あるのだから親切な対応をすべきであると徹底して教えてきた。こういったことは総務課の担当かもしれないが、今回の議事録を町長や副町長も見erだろうし、町長や副町長にはこのような議論がされていることを伝え、全庁的に改善するようお願いしたい。 他にご意見等いかがか。ないようであれば、計画書の素案については大まかに了承されたものと思う。今後の考え方、取扱い方を事務局から説明いただきたい。
事 務 局	本日、町民からのご意見等を踏まえた形で、都市マスタープランの最終素案という形でお話させていただいた。本日の協議の中で、特段修正を加える事項はなかったと受け止めている。今後については、次回の都市計画審議会において、この素案を原案という形で町長より意見諮問という形をとる予定である。それについては答申をお願いするということになるが、この都市マスタープランについては昨年度から本日含め8回にわたりご意見をいただきながら作り上げてきている。先走った話で恐縮だが、答申案に審議会としてご意見を加えたい部分があればこの場でお話いただき、答申書案を作成したいと思うので、何かあればご発言いただきたい。
会 長	答申するにあたって、例えば先ほどから出ているように、都市マスタープランに基づいて都市計画の事業が進んでいるという町民に対しての説明に力を入れるとか、庁内的に都市マスタープランが浸透していないことに対する対策だとか、審議会で議論された内容については言及してほしいと思う。 他にご意見あるだろうか。
委 員	なし
会 長	意見がないようである。今後答申はどのように行うのか。対面方式で行うほか、コロナウイルス感染症のことを考慮すると書面開催という方法もあるかと思う。

発言者	内 容
事 務 局	都市マスタープランの素案については問題がないこと、今後の進め方について職員一丸となって進めてほしいという会長からのご意見と承った。その辺りを追記するような形を考えてみたいと思う。 書面開催というご意見をいただいたが、コロナウイルス感染症の第8波がある中、対面形式で開催したいところではあるが、内容としては諮問とそれに対する答申以外に議題がない状況の為、書面会議という形式で、答申案を皆様にお送りし、それに対する意見の有無を書面回答いただく形で答申書を取りまとめさせていただければと思っている。答申書がまとまった段階で会長にご足労いただき、会長から町長へと答申していただくことになるが、答申書案については会長と協議した中で作成し皆様に諮る形を取らせていただきたいと思いますというがいかがか。
委 員	異議なし
事 務 局	それでは最後の諮問については書面会議とさせていただく。準備ができ次第届けさせていただくのでよろしくお願い申し上げます。 それ以降の審議会の開催については、今のところ当面予定がない状況である。恐らく早くても今年の年末、都市計画に関する報告案件が出てくるかもしれないという状況となっている。皆様にしばらくお会いする機会がなくなるが、本日のご協議感謝申し上げます。 今年度、今日までに4回会議を開催させていただいたので、行政機関以外の方については報酬を4回分まとめて年度末に向けてお支払いする予定となる。 最後になるが、まち整備課長の武井よりご挨拶申し上げます。
事 務 局	6. その他 <挨拶>
事 務 局	以上をもって会議を終了させていただく。会議へのご出席や協議へのご協力感謝申し上げます。 7. 閉会